解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十九日

千葉県銚子市橋本町二二八九番地

医療法人社団うしお会

清算人　片海　滋

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十九日

岡山県加賀郡吉備中央町北四一三番地一三

財団法人北部会

代表清算人　楢﨑　眞一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十九日

東京都千代田区岩本町二丁目一二番五号

特定非営利活動法人エヌピーオーサロン

オペラ・トナカイ　清算人　伊藤　正子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年八月十日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十九日

石川県七尾市能登島向田町ろ部一番地

清算法人能登島土地改良区

清算人代表　黒田　拓量

配当公告

福井県福井市中角町七号七番地

破産者　フクモク工業株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十年（フ）第三七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、〇〇二、一五二、九一九円

一、配当することのできる金額

金五六〇、〇〇九、二九一円

平成二十三年十月十九日

福井市宝永三丁目二七番二二号

破産管財人　杉原　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区雑司が谷一丁目三四番、最後の住所北海道中川郡本別町栄町九番地

被相続人　亡　篠原　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

北海道帯広市大通南九丁目四番一帯広大通ビル一階　岩﨑優子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩﨑　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫前郡羽幌町字汐見二四八番地、最後の住所北海道苫前郡羽幌町幸町三七番地の七一

被相続人　亡　金濱　邦昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

事務所北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビルオロロンひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀田　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市千富町一丁目六七番地の四、最後の住所青森市千富町一丁目四番五号

被相続人　亡　伊藤美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

青森市長島二丁目一九番一二号村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県本吉郡本吉町長根一三八番地五、最後の住所宮城県本吉郡本吉町長根一三八番地の五

被相続人　亡　吉田　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

宮城県気仙沼市神山五番地三

相続財産管理人　小野寺康男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市七条一丁目一二番、最後の住所東京都新宿区西新宿四丁目二番一五―一〇〇一号

被相続人　亡　佐藤　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区雷門一丁目二五番地二、最後の住所東京都墨田区石原三丁目二八番一〇―七〇二号ハイシティ両国

被相続人　亡　渋谷　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階

相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟市江南区茗荷谷二五五番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂西海岸二丁目一〇番三―三一八号

被相続人　亡　國原　暢子（住民票上の姓國原）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

神奈川県三浦郡葉山町長柄六七七番地の三

相続財産管理人　増田　任弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市千石河岸四九番、最後の住所神奈川県平塚市千石河岸四九番一―二一九号シーサイドパレス平塚

被相続人　亡　杉田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十九日

神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目一四番一八号岩崎ビル二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　鈴木　英彦

照明器具・空調設備取替工事に係る入札のお知らせ

次の通り一般競争入札に付します。

平成23年10月19日　株式会社スズキアリーナ福井中央

代表取締役　小林　一夫

1．競争入札に付する事項

件名：株式会社スズキアリーナ福井中央トーヨー店照明器具・空調設備取替工事

2．参加資格

福井県内に本社があり、建設業法、建築工事業または電気工事業の認可を受けているもの。

3．入札説明書の配布

⑴　期間：平成23年10月19日～平成23年10月24日

⑵　場所：福井市今市町41―11

株式会社スズキアリーナ福井中央

⑶　担当：木戸　宏明（電話　0776―38―4600）

4．入札の日時、場所

⑴　日時：平成23年10月31日　午前10時

⑵　場所：上記3．⑵と同じ